

# 議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 5月14日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 5月14日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
課 長 補 佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 長与町議会議員政治倫理条例施行規程について
- (2) その他

開 会 9時30分

閉 会 12時15分

### ○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。定足数に達しておりますので、これから、議会運営委員会を開会したいと思います。

今日はお手元にありますように、長与町議会議員政治倫理条例施行規程についてという事で、できればもう今日、決着をつけたいなという思いがしておりますけれども、お手元の資料の中に、特別委員会設置までの流れとか、あるいは審査から公表までの流れ、フロー図を2枚つけておりますけれども、こういったものを作って、条例、施行規程との整合性、こういったものをチェックする段階で、どうしてもここは検討し直さんばいかんというものも出てまいりましたので、今日はそういった新たな事項も踏まえてやりたいと思っております。それでは、資料に基づいて事務局の方から説明をしていただいて、協議を進めてまいりたいと思っております。

富永課長。

### ○議事課長（富永正彦君）

おはようございます。まずは、A4の横で作っております施行規程の改正素案②というものをベースにお話をさせていただきたいと思っておりますので、まずそれをご覧ください。右側に改正案の考え方ということを書いておりますけれども、前回までの議運の修正も含めたところで御説明をいたします。まず、右側の方ですけれども、審査請求は審査請求書に審査請求署名簿を添付する方式としていたが、4月26日議運の意見で署名簿として成立させるために、①審査対象議員、②違反したと認められる政治倫理基準等、③審査請求の事由の項目を最低限加えなければならないということから、審査請求書と署名簿を一元化いたしました。で、見ていただきたいのが、A4の縦で政治倫理基準等違反審査請求書というものをお配りしておりますけれども、様式第1号ですね。こちらの方を見ていただきますと、前回までは鑑と言いますか、表の文章と名簿が別々二本立てになっていて、安部委員の方からだったですけれども、対象者であるとか事由であるとか、その署名の内容が署名簿に無いといけないと、確かにそのとおりでございまして、そしたら、これ、もう1本にした方が良くないかということで1枚にまとめたものが、様式第1号でございまして、1番上に審査請求代表者が来まして、請求書ということで、倫理条例6条の規定に基づき審査請求をしますと。1で対象議員。2で違反したと認められる基準等。3で審査請求の対象となる事由ということで、まとめまして、下半分に署名簿を持ってきまして、私は上記審査請求について賛同し署名をします。署名に当たり私が議員の選挙権を有する者であることについて、長与町選挙管理委員会に確認を求めることに同意をします。というところで、その下に署名欄ということで5人分の署名欄を設けております。ですから、住民の場合は50人以上ですから、これが10枚以上必要になるという様式でございまして。このことは住民負担の軽減にも繋がるだろうということで、住民の場合はこの様式で、上半分を埋めた状態で署名を集めるという形にしております。1番下の注意事項のところですが、これは、前回入っていたものに、黄色の

部分を追加しております。2番は「選挙権を有する者に限ります」ってなっていたんですけども、「町民」っていうふうに条例の6条から引っ張ってまいりました。すいません。1、2、4になってますね、1、2、3でございます。4ってなっているのが3で、「署名欄は全て自署してください」のあとに、「審査請求代表者も署名欄への署名が必要です」と追加いたしました。こちらは6条の方で、町民にあっては50人以上の連署。そして、その代表者が出すということになっておりますので、当然署名をしなければ代表者にはなり得ませんので、代表者は署名の欄にも入っておく必要があるということをつけ加えております。最初の施行規程の横書きに戻りますが、2条の審査請求のところでございます。条例第6条の規定による審査請求は、政治倫理基準等違反審査請求書（様式第1号。以下、審査請求書という）。後ろの様式2号を一元化したので削っております。様式が一つになるということで条文的にもすっきりするだろうということで考えています。それと2条の2項は任意様式も可としておりましたけども、審査請求の事由等を明確にしての署名活動が望ましいこと。又、統一様式での審査請求が受付時の混乱も回避できると判断し、2項は削除をしたということでございます。2項を削除したということは、審査請求の様式はこの1号に限定をされるということでございます。2項を削除しまして、元の3項が2項に繰り上がりますけども、審査請求書及び審査請求署名簿への記入は審査請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならないとなっておりますけども、署名簿への記入、署名そのものは、請求が行われる日の60日以内ということでございますので、頭の「審査請求書」っていうのはおかしくなるということで、署名簿への記入は60日以内ということで、頭の「審査請求書及び」を削っております。以上が2条でございます。元3号の新2号ですけども、審査請求署名簿っていうのが審査請求書ですね。書く方の、書物の書に変わります。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりましたので、第2条の審査請求の件について質疑を行いたいと思います。今、それぞれ変更の理由等について説明がありましたので、4月26日の議運の中でも、署名簿だけ持って署名を集めて回る可能性もあるので、それに必要事項を書いた方が良くないかという提言がありまして、そういったものをまとめてすれば様式としても、1号だけで済むということもありましてですね。ただ、50人ですから、これが10枚以上、なからんばいかんというだけの問題であります。何か御意見ありませんか。

はい、金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

署名ってあまりしたことが無いので、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども。この1枚は正式に代表者たる人が自筆で書くものと思ってるんですが、これをまとめて10枚ということで全部を自筆によるものなのか、コピーで可能なのか、そこをちょっと教えていただければ。

**○委員長（喜々津英世委員）**

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

この様式でいくということであればですね。まず、上の審査代表者のところ、住所、氏名、電話。それと、中程の審査対象議員から始まる1番、2番、3番、この部分までは印刷、コピーでも構いません。下の書名欄の枠の中が、記入上の注意事項でも書いているように自署です。枠の中だけが自署であれば成立します。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。無いようでしたら、これで、この様式。それから施行規程もこの規定でいくということに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に第3条について、説明を求めます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

次に第3条でございます。右側の方を見ていただくと、3条第1項は文言の整理をしたと書いております。それと前条第2項で、長与町選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）というのがございましたが、2項を削除したため、3条において、選管の正式名称を記述するということで書いております。左側の3条ですけども、「議長は前条の規定による審査請求書を受理したときは、当該審査請求に係る署名人が議員の選挙権を有する者であることについて、長与町選挙管理委員会に確認を求めるものとする」となっております。黄色で塗っているところがございますが、これは元の条文に残った分なんですけども、条文の整理の中で、まず、審査請求代表者っていうのは、署名人の代表ということで先程もお話しはしましたが、代表者も当然署名欄に入っておりますので、署名人がと限定するだけで足りるだろうということで代表者を削っております。署名人が、選挙権を有する者であるかという形になりますので、前回まで選挙人名簿に登録された者であるかどうかという、書き方しておったんですが、第6条そのものが、「審査請求については、町民にあつては議員の選挙権を有する者50人以上の連署」ということで、条例上は、議員の選挙権を有する者であることが前提になっておりまして、ここで選挙人名簿に登録されたかどうかという書き方は整合が取れないだろうと。それと、もう一つは選挙人名簿に記載されてるか否かっていう書き方はどうかですね。要するに、本人が「自分は選挙人です」と署名をしてくるとに対して、本当か嘘か調べますという言い方をするのではなくて、本当であることを確認するという言い方が適当だろうということで、議員の選挙権を有する者であることについて選管に確認をするという文言に変えております。こちらの方は、先程、様式をまとめた1号の同意の部分ですね、そこも、同じように揃えておりますので、私が議員の選挙権を有する者であることについて、選管に確認を求めることに同意をしますということで整理をさせていただいてお

ります。ページをめくりまして2項の方ですけども。第2項は「議長は審査請求が」となっていたんですが「当該審査請求」ということで、受理した審査請求であることを限定しております。黄色の塗った部分ですね。それと、1項目でも該当すれば却下というのが確かな形なので、「各号のいずれか」という文言、黄色の部分挿入しております。そして、2項の(1)、(2)、(3)。第1号は、「審査請求署名簿に」ということで、ここはもう消して、先程の1項の選管の確認ですね。「前項の確認により、条例第6条に規定する人数以上の連署がない」という書き方ですけども。受理した時点では50人以上おる状態で、選管チェックで50を切ったという形ですので、規定の人数に満たなくなったと。選管のチェックの結果、満たなくなったという書き方が正しいだろうということで、修正をいたしております。それと、2号、3号の頭の「審査請求が」と「審査請求書の」ですけども、項の頭で当該審査請求が各号に該当するときはということで書いておりますので、その黄色の頭の部分は必要ないだろうということで、ここは消して良いんじゃないかなということで、事務局の方で色を付けさせていただいております。ここは決めていただければと考えています。それと第3項、右側にまいりますけども、第3項は却下要件に該当する場合でも「補正をすることが認められるときは、補正を求めることができる」との文言はあいまいということで、審査請求を受付後直ちに議運で検証することから、削除が適当と判断して、3項そのものを線で消してます。しかし、ほとんどの議会がこの方式を採用しており、内容を検討する必要があるということで、本日の議運でここをどうするかというのを検討していただければと考えています。右側の下に行きますが、第3項及び第4項は議会としての対応、確認、却下を通知するものだが、却下のときのみ通知する方式が多いことから検討する必要があるということでございますが、これは前回まで、審査請求が規定を満たしたときの確認通知。それと却下したときの却下通知を代表者に通知するという文言でございましたけども、受理した以上、却下が無ければ、受理が進むだけですから、確認の通知が敢えて要るかどうかというところで、これも検討していただければということで考えております。

以上が3条の修正部分でございます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

それでは、今説明が終わりましたので、これから質疑を受けたいと思います。

前のページ、3条の第1項からいきたいと思います。ここで何かありませんか。

じゃあ、第2項。

ないようであれば、第2項の第2号、第3号に「審査請求が」、あるいは「審査請求書の」という、ここに網掛けがしてありますけれども、事務局の説明ではもう既に当該請求ということで入れたので、これはもう必要ないんじゃないかということでもあります。これについて、御意見を伺いたい。これが無ければ主語が欠けるという部分も考えられんこともないわけですけども、これについて皆さん方の御意見をいただきたい。

暫時休憩して、意見を聞きたいと思います。

(暫時休憩)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて、再開をいたします。

3条の1項、それから3条の2項について。特に3条の2項については、「議長は当該」というのと、「審査請求が次の各号のいずれかに」というものをつけ加えました。それから、第1号は、「前項の確認により」という文言をつけ加え、規定する人数に満たなくなったときは却下要件ですよということで変更いたしました。第2号「審査請求が」、あるいは第3号「審査請求書の」というのは、2項に当該審査請求という事を入れておりますので、無くても良いということで、先程、そういう説明もありました。説明どおり、これで決定したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

そのように、訂正をお願いいたします。

それと第3項です。先程、事務局が説明をしましたように、この3項は、選管のチェックの結果、正式に受理することが認められたという確認の通知書を送るようにしておったんですが、17議会をずっと調べてみると、却下したときだけが通知をしとるのがもうほとんどで、1議会だけがこの方式を取っておったということでありまして。これについて、私も確かにこれは無くても、受理した段階でですね。却下通知が無ければ進んでおるといふ、これを作った当初は選管のチェックの結果、あるいは、正式に受理されたのかなという心配があるかもしれないので、老婆心ながら送った方が良いんじゃないかなという思いがあったんですが、17議会のうち1議会だけがそういう方式を取って、あとはもう却下だけということでありまして、条文を簡略化する。あるいは、様式を少なくするという意味でも、それで良いんじゃないかなと思いますが、皆さん方の御意見を伺いたいと思います。

休憩して、議論をしたいと思います。

(暫時休憩)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて、委員会を再開します。

第3条第3項の審査請求確認通知書(様式2号)により審査請求代表者に送るといふのは、他議会の例に倣ってこれは、条文としてここに上げない。却下請求書だけで十分事足りるという判断で、第3項は削除するという御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは今、削除をしていただきましたので、次の第4項を3項に繰り上げをお願いいたします。それから、様式番号が審査請求却下通知書(様式第3号)が第2号に繰り

上げます。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

次に、第3条第3項、取消線をしておるところが、まだ正式に皆さん方のしておりますでした。これがですね、他の所は、結構、この条文を入れとるんですよ。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(喜々津英世委員)

委員会を、再開をいたします。

場内の時計で10時45分まで休憩をします。

(休憩 10時35分～10時45分)

○委員長(喜々津英世委員)

休憩を閉じて、委員会を再開します。

先程、随分議論が出てまいりましたけれども、この取消線でやっておる旧3項ですね。これについては、先程言ったような理由で、あくまでも第3条は請求受理後の手続きということでもありますので、受理した後に再度、補正を求めることができるというのはやっぱりおかしいと、他の議会のそれと違うという事を理解していただきたいと思います。

第3条第3項については、このまま取り消すということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

それから、先程も言いましたけれども、この確認通知書というものは先程、削除を御了解いただきましたので、一番下の朱書きの第4項を第3項に修正をお願いいたします。それと、様式第3号が様式第2号ということでしたしたいと思います。

この様式の変更につきましてはあとで一括してやりたいと思いますが、第5条については、この前の4月26日に条文の並べ替え。若い番号から先に来るということで、変更をあとでお示しをするということにしておりましたので、このまま、この朱書きの部分で適用させていただきたいと思います。条文等のつけ加えとかはいたしておりません。この第5条に第4項ということで朱書きの文章があります。これについては条例第10条第2項第2号、公開の議場における陳謝は長与町議会会議規則第113条の規定を準用するというを新たにつけ加えました。会議規則第113条ということで右の方に、会議規則の中では戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝によって行うものとするというふうに規定がありますので、この規定を準用するということを入れました。これについて、皆さん方の御意見を賜りたいと思います。

どなたかありませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。



第5条第4項に新たに追加をするということで、御決定をいただきました。

次に第6条の説明を申し上げます。

富永課長。

**○議事課長（富永正彦君）**

第6条でございますが、上の黒文字のところ、前回までの説明会の規定でございます。「条例第11条に規定する説明会の開催請求は、説明会開催請求書（様式第8号）によるものとし、条例第6条、第2条並びに第3条の規定を準用する。」となっております。「このとき」という赤文字の部分を追加させていただいています。11条に規定する町民からの説明会開催請求は、開催請求書によるということになっておりますけれども、このとき2条と3条の規定を準用するとなっておりますが、2条、3条は見ていただくと分かりますように、2条はあくまでも審査請求、3条は審査請求書の受理後の手続きということになっておりまして、準用という形になりますが、このときはちょっと読み替えないと通じないということで、「条例第6条」を「11条」に、「審査請求」は「開催請求」に、「政治倫理基準等違反」は「説明会」に、それぞれ読み替えるということで赤を追加しております。この読み替えで2条、3条を見ていただくと2条の上の「審査請求」と書いてあるのは「開催請求」になりまして、条例第11号、ここも読み替えですね。条例第11条の規定による開催請求は開催請求書（様式1号。以下開催請求書という）によるものとするという読み替えがきくということで、読み替え規定を入れております。同じく2項ですけども、開催請求書への記入は開催請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならない。3条に行きますが、開催請求書の受理後の手続き。3条は、「議長は、前条の規定による開催請求書を受理したときは、当該開催請求に係る署名人が、議員の選挙権を有する者であることについて、長与町選挙管理委員会に確認を求めるものとする。」、以下2項、3項ありますけれども、この読み替えでそのまま条文がきれいに読み替えられるということで赤文字を追加しております。それとこれを読み替えることで様式1号、先程の様式1号の部分もそのまま様式上の言葉を読み替えれば、1号が使えるということで、こないだお渡しをした8号は不要になるということでございます。以上が6条の1項の説明です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、課長が説明をしてくれましたけれども、これ、読み替え規定を入れることで様式もそのまま使える。したがって、新しい様式を使う必要はないということであります。これについて、よろしいですか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

第6条についてはそれぞれ読み替え規定を入れるということで、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

そのように取り扱いをしたいと思います。それから、第3項は4月26日に削除をいたしました。削除した代わりに新たに第7条ということで、説明会への補佐人の出席ということをしております。事務局から説明を申し上げます。

富永課長。

**○議事課長（富永正彦君）**

説明会への補佐人の出席ということで、第7条は追加という形になります。対象議員は説明会に補佐人の出席を求めることができるが、補佐人の身分を証するものを添えて事前に書面により、議長に申請しなければならないということにしております。前条3項の削除に変えて新設をしたと、補佐人を同席させる場合の手續等についての規定ということでございます。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

これも確かに、他議会の例を見ますと、補佐人の出席を求めるという条文を入れた所も多くありましたし、私はこれも必要じゃないかなと、皆さんの意見も大体そうであったと思いますが。このようにつけ加えましたが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

この第7条に、新たに説明会への補佐人の出席という条文もつけ加えるということで御了解をいただきました。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、委員会を再開します。

第4条で今、事務局の方から指摘がありましたけれども、第4条第1項で、「条例第9条第1項に規定する委員会の審査結果は、委員会審査報告書（様式第4号）によるものとする」としてありますが、委員会審査結果、「結果」を入れていただきたいと。第4条第1項に審査結果報告書ということで様式の名称を変更したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

そのように決定をしたいと思います。それと第4条第2項で、第2項は対象議員への審査結果の通知ですけれども、事務局からは第1項の今、名称の変更をいたしました委員会審査結果報告書の代用もすることができるのではないかとということであります。

暫時休憩して、意見を徴したいと思います。

(暫時休憩)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。今、第4条第2項で対象議員への審査結果通知。これ、議長から出すわけでありませけれども、委員会審査結果通知書によるものとする、これは変わらんけれども、委員長報告書を代用しますよということですね。ただ、条文そのものは変わりませんので、御理解をいただきたいと思います。

もう一度、確認します。では、第4条第1項で様式の名称ですけれども、委員会審査結果報告書。「結果」を挿入するというので、御決定をいただきたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

そのように取り扱いをさせていただきます。あと、それぞれ様式が今2つ減りましたので、これは、あとでまた正式に皆さん方に差し上げたいというふうに思っております。

次に、富永課長の方から説明を申し上げます。

富永課長。

#### ○議事課長（富永正彦君）

施行規程の改正案の書類は基本的に終わったかなというふうに考えております。で、この規程で受理後の手続きから特別委員会設置まで、これ条例にも絡みますが、お配りしているフローの倫理条例7条に基づく特別委員会設置までの流れというのを皆さんと一緒に確認をしていきたいと思っております。もう一つ、改正する条例の新旧対照表をお配りしてと思っております。条例の方ですね、こちらの方を見ながら、一緒に目で追っていただきたいと思っております。条例の方を1枚めくって、まず、4条の部分ですね。フローの方でお話をします。1番上、政治倫理基準等条例第4条、第5条に違反する疑いが認められるときは、町民であれば、議員選挙権を有する50人以上の連署。議員であれば、2人以上の連署。これが必要になって、6条に基づく審査請求をするという形になります。そのときには、審査請求書、先程、様式をまとめましたので、1号と疑いを証する書類が必要になって、持ってくるという形になります。審査請求書の受け付けは当然、事務局の方になりますけれども、先程お話が出ましたように、あくまでも請求要件を形式的に満たすもの。欄が全部埋まっていること、50人以上あることですね。そこまでが、事務局としての形式的具備要件になります。これを満たしたものは受理をしまして、議長から見ていただくという形になります。議長は、これを受理しましたら、規程の第3条の1項ですね、選管チェックをするために選挙管理委員会に選挙人名簿登録の確認を行うと。そして、下に行きまして、規程第3条第2項第1号、これは却下の部分ですが、先程も話がありましたように、この時点で50人未満となったときはもうそれだけで却下だということの下にあります。50人を満たしたとき、条例第7条で「議長は、前条の規定による審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る事項の審査を行うための特別委員会の設置の可否について、議運に諮問する。」というふうになっておるんです

が、フローの黄色部分ですね。審査請求の適否。条例の7条の3項、「委員会は、当該審査請求の適否及び整理倫理基準等に違反するかどうかについて、審査するとともに議会の措置についても協議する。」ということになっております。この3項は、委員会ができたあとの話で、議長が議運へ諮問するときは特別委員会はまだできてないんです。

ですから、この審査請求が適しているか適してないかっていうのは、議運の段階で判断しないと否の部分も特別委員会を作るという流れになってしまうんですね。そう考えますと、議長が却下できるのは人数が50人未満になったときのみ。50人を満たせば、議運に諮問をする流れが妥当だろうと考えましたので、7条1項の議運への諮問のところには、特別委員会の設置の可否の前に赤文字で入れておりますけど、審査請求の適否を議運で判断させないと、どんな審査請求でも特別委員会が作られてしまうという流れになってしまいますので、この赤文字を挿入させていただいて、フローでも黄色の頭ですね、審査請求の適否も議運に諮問をする。そして、議運の中で審査請求の適否、特別委員会設置の可否を決定して、それを議長に答申する。そして、議運の段階で審査請求が不適となったときは、それは議長が却下をするという流れですね。左側です。これが規程の3条第2項と3項、却下要件にはまったときと。右側にいきますが、審査請求が適、そして特別委員会設置の可否。これも議運が答申をしますが、適とすれば、特別委員会を作るという流れになると思います。そして、答申の報告を議長は全協に流すと。そして、最終的には全協で特別委員会設置の可否が判断されるということでフローは作っております。これで間違いが無ければ、先程の7条1項の頭に当該審査請求の適否を議運の諮問の項目に入れとく必要があるだろうという御提案でございます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今、条例第7条の1項の部分と、フロー図を基にして説明をしてくれましたけれども、このフロー図を作っているいろいろ流れを検証する中で、やっぱり整合性が取れてない部分も新たに発見をしたりして、これは施行規程じゃなくて、条例の改正を一旦、これは全員協議会でほかの議員の皆さん方には了解をしていただいとったんですが、やっぱり、再度説明をして、全協で了解を取る必要がありはしないかなということで、今日させていただきます。これについて、御意見がありましたら、伺いたいと思います。

暫時休憩して、意見を出していただきたいと思います。

（暫時休憩）

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

今、第7条に「当該審査請求の適否及び」という文言の挿入を御決定いただきました。その上に、第6条の第2項に前項の規定による審査請求云々というのが、1年経過した、もう何年も前の事を請求されてもできませんよというのを条文化するという事について、事務局から提案をいただきましたので、今から富永課長に説明をお願いいたします。  
富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

条例の方を見ていただきまして、今の第7条の上ですね、第6条の第2項、赤文字で入れております。「前項の規定による審査請求は当該行為のあった日、また終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」ということで、これにつきましては、住民監査請求の条文と同じものを引っ張ってまいりました。というのは、第6条の「請求ができる」、今のこの条文だけでは10年前の事件を掘り起こされます。10年前こうやったとということで、証拠書類でも付けて、署名を集めて請求できるんです。切りがないんですね。当然、議員も変わってるし、そんな昔の話をほじくり返されても、もう対応できないというのが現実だというふうに考えまして、住民監査請求が1年以内しか受け付けられないとなってるもんですから、どっかで線を引かないと、これはもう切りがないという部分がありましたので、この2項の条文を入れたらどうかなということで、参考までに赤で入れております。これを入れないと無制限の請求ができるということになってしまいますので、そこら辺を皆さんで検討していただきたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今説明がありました。これについて、意見を賜りたいと思います。  
安部委員。

○委員（安部都委員）

2項の文言については、これは正しいかなというふうに思っております。しかし、そのあとの、「ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」と言うのは、ここがまた、不確かというか、非常にあいまいなところなので、そここのところもちょっと少し説明していただきたいなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

先程、住民監査請求の条文を持ってきたということで、御説明をしましたが、住民監査請求の手続きにおける、この正当な理由があるとき。これは違反があったことを隠されてたとか、その時に初めて知り得たんだという事実があれば、正当な理由ということで認められるということです。ただ、知り得なかった事情が本人の責任ではなくて、対象議員なり、その関係者が情報を出さなかったとか、隠したとか、嘘をついたとか、そういうときに正当な理由に当たると解説本には書いてございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その理由だと、例えば5年前、10年前、15年前の事もあり得るわけですよ。だから、そここのところの、もう少し規定を明確にした方がよろしいんじゃないでしょうか。

○委員（安部都委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

厳しくした方が良いという御意見はありがたいと思いますが、例えば、その正当な理由があるときはこの限りではないというものを無くすと。簡単に言えば、そういうニュアンスでよろしいということですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。正当な理由、ただし書き以降を削除した方が良いという意見なのかという確認です。

安部委員。

○委員（安部都委員）

そういう理由ではなくて、例えば、その本人が黙ってたとか、その請求人が初めて知ったとかいう時には、例えばそれが正しい理由であっても、その5年前、10年前のことを掘り出して、その時知ったんですよ。だから、今から請求しますよということでもよろしいんですかと。だから、それはもう少し規定を設けるべきじゃないですか。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

今、施行規程の第2条の第2項の件を議論したわけですが、施行規程については先程、もう了解をいただきましたので、このとおりにしたいと思います。もう1つ、この新旧対照表の1番最後、6分の5。ここで、事務局から請求による説明会、1項目つけ加えておりますので、富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それでは、条例の6分の5ページ。第11条、請求による説明会の赤字の部分です。この赤字が無い状態であったんですけども、その赤字が無いと何にでも請求できるという話になるんですね。ですから、前条第2項の規定による議会の措置に対する説明会でない、この政治倫理基準以外全てのことについて説明会が求められる条文になってしまいますので、ここは限定すべきだろうということで、議会の措置に対する説明会ということで整理をした方が良くないかという御提案でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、課長が説明いたしました。私もこの条例を作るときにいろんな所を見ながらしたんですが、その中にはいろんな説明会の開催要求というのがあったんですが、例えば1番当初、条例改正のときに刑法とか、そういったものに対する違反に問われたときのどうのこうのというのを提案して、それを全部削除した経緯がありますよね。ただ、この

政治倫理基準に問われて、その結果に対して、やっぱり疑義を申し立てる機会というのは、本当は疑義を申し立てる機会を求めるといふふうにしたかったんですが、説明会という形にしました。ところが、今、課長が話をするように、何にでもできるということではなくて、あくまでも、前条第2項の規定による議会の措置に対して、説明会の開催請求があった場合はと限定した方が、議会議員政治倫理条例としては適切じゃないかと。そういうことで提案をさせていただきました。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それではですね。今、条例新旧対照表を見てもらって、6分の3の第6条第2項丸々、条文を追加いたします。第7条の朱書きの部分「当該審査請求の適否及び」という文言を挿入いたします。そして、6分の5、第11条に、ただいま御決定をいただきました「前条第2項の規定による議会の措置に対し」というものを挿入させていただく。この3点についてはですね、条例の改正になりますので、全員協議会の中で、もう一度、この部分だけ説明をして了解をしていただきたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

できれば、議会の初日というんじゃなくて、その前にできれば良いなと思っとるんですが、その問題はあとでまた、議長とも協議をしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

課長からちょっと提案があるそうです。

富永課長。

#### ○議事課長（富永正彦君）

今の条例の6分の3ページ、審査請求で第6条というのがあると思います。条文の方が、「町民又は議員は、議員に第4条に定める政治倫理基準または第5条に定める請負等に関する遵守事項」といふふうを書いてあるんですけども、その「第4条に定める」と「第5条に定める」をそのまま「規定する」という文言に変えた方が良くないかなと、「規定する政治倫理基準」、「規定する請負等に関する遵守事項」に変えた方が良くないかなという御提案でございます。それと、6分の4ページ、第10条「対象議員は、政治倫理基準等に違反している旨の委員会指摘について、議長から通知があったときは」というくだりですけども「委員会指摘」というところ、私は9条の流れからいくと委員会審査結果について、議長から通知があるわけですから、「指摘」というよりも

「審査結果」というふうに変えた方が9条からの流れが良くなるんじゃないかということと御提案をさせていただければと思います。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、第6条の文言の中で「定める」というのを2か所使っておりますけれども、基本的にやっぱり条例用語としては、「規定する」と。何条に規定するというのが適切と。今、課長の言うとおりでと思います。このように変更したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

第6条の規定っていうのは、もうそれで良いというふうに思うんですが、「又は」という表現は「及び」かですね。そういう形、「又は」じゃないんじゃないかなというふうには思いますけども、いかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、議員に第4条に規定する政令基準又は第5条に定める請負等に関する遵守事項に違反する云々ということで、「又は」じゃなくて「及び」じゃないかということでありましたけれども、これについて。

富永課長。

**○議事課長（富永正彦君）**

御承知のとおり、上の方に4条と5条が書いておまして、4条は倫理基準でいろんなことをしてはいけないという部分。それと5条というのは、請負の関係で契約してはならんという部分で、物が違うと言え、違うと思いますので、仮に4条にも5条にも抵触しとるという場合には、どちらかが多分優先をされるべきだと思うんですね。5条にまず違反しとって、それが4条違反だということもあり得るでしょうし。ですから、その「又は」、「及び」っていうところはどちらでも表現は良いんじゃないかなとは思いますが。4条と5条っていう形ですよね、「及び」ってなってくるとですね、4条か5条に抵触するのか、4条と5条に抵触するのかという言い方になりますから、その辺りをどう捉えるかだと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今御提言をいただきました、「又は」を「及び」にということについては、「又は」、そのままの表現でさせていただきたいと思います。それから、第10条の第1項で「委員会指摘について」というふうにしてありますが、これは「委員会審査結果について」ということにした方が適切であると、前の第9条の整合性をとる意味で、委員会の審査結果についてと「指摘」を「審査結果」に訂正をしたいと思います。

御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのように訂正したいと思います。

先程、3点、全員協議会にお諮りをするというふうに申しあげましたけれども、今の「定める」を「規定」にということと「指摘」を「審査結果」と、これも合わせて、次回、変更を全協にかけたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

一応、全員協議会にお諮りをするというのはもう、議会初日の全員協議会というふうに決定をいたしたいと思います。次回の議会運営委員会は、予定どおり5月25日、9時30分に議案等のそれが終わったあとにやりたいと思います。

谷本局長。

**○議会議務局長（谷本圭介君）**

先日の全協でも、少しお話が出ましたがクールビズに関しましては役場の方が5月1日から10月31日までがクールビズ期間ということで、ノーネクタイと上着の着用をしないということになっておりますので、昨年と同様に今度の6月の定例会におきましても、本会議においてはノーネクタイで上着着用。ただし、委員会においてはノーネクタイで上着を着用しないということをお願いをしたいと思います。それともう1点ですね、前回の全員協議会で、議会の50周年について、何か良い案があれば、提案をしてくださいということをお願いをしたんですけれども、なかなか皆さん、個別には手を挙げにくいと思いますので、議長、委員長ともお話をし、議会運営委員会を中心に検討していただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

検討するのは、私是一向に構わないと思うんですけども、参考になる部分とかあれば、ちょっとそういうのを出していただければ検討できる状況もあったかなと思うんですけど、例えばですね、こないだちょっと思ったんですけども、議会の50周年ですから、やっぱり、元気な方の歴代議員なんかもね、ちょっとやっぱり50周年という意味では、その方々がやっぱりこう、今までの議会を築いてきたという意味では、何かそういう人たちとの何か、そういうものもあって良いのかなっていうふうにはちょっと思ったこともあったんですけども、検討する分については、僕は一向に構わないと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

そういったものっていうのはどういう。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

他の議会だとか自治体で取り組んで来た、そういう中身ですね、いろんな節目節目のところをやられて来てる議会だとか、自治体もあると思いますんで、そういうものがあれば出していただければ、非常に参考にできるかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今のは、もう具体論に入ってきましたけれども、私は全協の時には、各常任委員会の正副委員長。この議運もひっくるめて、集まってしたらどうかという話をしました。議運には各常任委員会の委員長もおりますので、結局一緒かなと。この条例改正で一区切りは議運としてもつきますので、今までみたいには忙しくないの、議長が議運に諮問するというのであれば、別に構わないかなと思うんですが、西岡議員、どうですか。

○委員（西岡克之委員）

広報広聴も入れた方が良くないかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

そうですね、広報広聴の常任委員長。議会運営委員会ということ限定してしまうと、広報広聴が抜けてしまう。どうしましょう。議長は、何か腹案があるんじゃないですか、議長。

○議長（内村博法議員）

特別な委員会というのは作りたくないんですね。もう既存の委員会で、もし必要があれば、広報広聴委員長を議運に呼んで議論すれば良い話だと思いますね。だから基本的にはもう議運で、議長諮問ということで検討していただければなと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

山口副議長。

○副議長（山口憲一郎議員）

広報広聴が出ておりますけども、議運の中でも必要であれば呼んで、メンバーに入れるということは前々からもあったんじゃないかなと思いますので、もし、そういう流れになればですね。議長が言うように良くないかなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは今、それぞれ、議会広報広聴常任委員長の問題も出ましたし、議運にお願いしたいということでありました。そこら辺をこの議運のメンバーによる50周年記念事業の検討会ということで、委員外議員として、広報広聴常任委員長を呼んで協議に加わっていただくと、そういう方向性でいきたいと思っております。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。ではそのようにさせていただきますと思います。

本日はこれで終わります。お疲れさまでした。

（閉会 12時15分）